

令和3年度における国立研究開発法人土木研究所の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人土木研究所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和3年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、近隣機関の好事例を活用するなど、物品、役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）適用範囲

この方針は、国立研究開発法人土木研究所の全ての組織に適用する。

（2）障害者優先調達の推進方法

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第4項第11号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品の調達を推進するため、所内に「別紙」のとおりつくばと寒地にそれぞれ委員会を設置する。

なお、委員会においては、上記1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当者に対し指導・助言等を行う。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

総務部会計課は、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表するとともに、同条第2項に基づき国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

障害者就労施設等からの物品等の調達推進委員会

(つくば)

(寒 地)

委員長 総務部長

委員長 管理部長

委 員 会計課長

委 員 経理課長

事務局 会計課

事務局 経理課